

令和8年3月
まちづくり戦略室危機管理担当

岬町耐震改修促進計画の計画期間の延長について

岬町では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく『岬町耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っております。

本町における耐震改修促進計画を改定するにあたっては、大阪府が定める「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」の内容をふまえたうえで検討する必要があるため、大阪府耐震改修促進計画が改定される令和7年度の翌令和8年度に改定し、公表する予定です。

そのため、令和7年度までとしている本町の計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

【お問い合わせ先】

岬町まちづくり戦略室 危機管理担当

TEL : 072-492-2759

FAX : 072-492-5911